

(平成23年12月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和18年11月16日から19年6月1日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を18年11月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の労働者年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年11月1日から19年6月1日まで
② 昭和25年3月29日から同年5月2日まで

C社を退職後、昭和17年4月にA社B工場（現在は、D社）に入社し、汽缶場（ボイラー）で石炭を運搬する業務に就いた。同年11月に厚生年金保険に入り、定年まで保険料が控除されていたのに、年金記録では、17年11月から19年5月までの期間と25年3月と同年4月の被保険者記録が抜けているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、D社から提出された「退職者ノート」により、申立人がA社B工場（当時は、E社B工場）に昭和18年11月16日から勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同じ作業に従事していた元同僚の証言により、当時5名から6名の従業員がいたことがうかがわれるところ、このうち、申立人と同じ現場作業員3名は、いずれも申立期間①において労働者年金保険の被保険者となっており、上司2人も、厚生年金保険制度の開始と共に被保険者となっていることが確認できる。

さらに、上記元同僚は、「年金の加入は本採用になった時からだと思う。当時は見習期間が何か月かあったと思う。」と証言しているところ、戸籍の

附票により、申立人が昭和 18 年 3 月 10 日に事業所の社宅に転居したことが確認できることから、申立人は、少なくとも上記「退職者ノート」における入社日（同年 11 月 16 日）以降は本採用者であったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 18 年 11 月 16 日から 19 年 6 月 1 日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 19 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、110 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の保険料の納付に関する資料が現存しておらず、労働者年金保険料を納付していたか不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和 17 年 11 月 1 日から 18 年 11 月 16 日までの期間については、上記のとおり、元同僚の証言及び戸籍の附票により、労働者年金保険の被保険者資格を取得させない見習期間であったことがうかがえる。

また、D社は、上記「退職者ノート」以外の当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を廃棄したと回答しており、申立人の当該期間における労働者年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、当該期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、当時、A社B工場において厚生年金保険被保険者であった 635 名の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、工場長を除く全員が申立人と同様に昭和 25 年 3 月 29 日までに資格を喪失し、このうち 300 名以上の者がその後 3 か月以内に資格を再取得していることが確認できることから、当該事業所は、多くの従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、申立人と同時期に被保険者記録が無い元同僚は、「当時、工場が一時期操業停止になり、友人と一緒に失業保険をもらいに行った。」と証言している。

さらに、D社は、上記「退職者ノート」以外の当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄したと回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1155 (事案 955 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を申立期間①は13万4,000円、申立期間②は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年10月まで
② 昭和49年3月から同年6月まで

新たにA社に勤務していたときの給与明細書が見つかったので、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を、当該給与明細書に記載されている保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額の記録については、元同僚が所持する給与明細書等から推認できる申立人に係る厚生年金保険料控除額をもとに、既に当委員会の決定に基づき平成23年5月7日付けで、申立期間①のうち、昭和48年7月から同年9月までは9万8,000円、同年10月は12万6,000円、申立期間②は12万6,000円に訂正する旨のあっせん通知が行われている。

しかし、今回、申立人は、新たに申立期間①及び②に係る自身の給与明細書が見つかったとして、当該期間について再度申し立てしているところ、当該給与明細書によると、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（申立期間①は13万4,000円、申立期間②は20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主と

も連絡が取れず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

長野厚生年金 事案 1156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から 63 年 7 月 11 日まで
昭和 62 年 11 月から 63 年 7 月まで、A社でB見習の正社員として働いていた。

申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立期間当時に社会保険事務を担当していたA社の前事業主の証言により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和 63 年 7 月 1 日であり、同日より前に適用事業所であった記録は確認できない。

また、当該事業所の前事業主は、「厚生年金保険の適用事業所となる前は、個人で国民年金に加入してもらっていたので、個人から厚生年金保険料の預かりをしていた事実はない。」と供述しているところ、オンライン記録によると、当時、当該事業所に在籍していた複数の従業員（申立人を除く。）は、いずれも申立期間において国民年金の被保険者となっており、それぞれ国民年金保険料について納付又は免除申請を行っていることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 63 年 7 月 1 日）に被保険者資格を取得している者の資格取得届の処理日は、同年 7 月 27 日であることが確認できるとともに、雇用保険の記録によると、申立人の当該事業所における離職日は、同年 7 月 10 日であることが確認できることから、申立人については、当該事業所の厚生年金保険

の新規適用に伴う被保険者資格取得手続時には在籍していなかったため、被保険者資格取得手続が行われなかったものと考えられる。

加えて、当該事業所の前事業主は、当時の関係資料（貸金台帳、源泉徴収簿等）は無いと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 1157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 26 日から 11 年 1 月 13 日まで
申立期間は、A社で勤務した。

入社する際は、保証人を付け、正社員として雇用契約を結んだ。

当時は、見習期間や研修期間は無く、健康保険証もあったので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「当社が保管している契約社員名簿（兼）正社員異動届によると、申立人の当社での勤務期間は、平成 11 年 3 月 16 日から同年 5 月 2 日までの約 1 か月半であり、申立期間における勤務記録は無い。また、申立人は契約社員として入社しているが、契約社員は、2、3か月の見習期間を経て正社員となるため、申立人は、勤務期間を通じて正社員ではなかった。したがって、厚生年金保険には加入しておらず、厚生年金保険料も給与から控除していない。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人は、上記期間においては、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の戸籍の附票及び住民票によると、申立人は、申立期間においてはB国に転出していたことが確認できるところ、申立人は、「当時、何度かB国へ行っていたので、記憶が交錯し、申立期間がA社に勤務していた期間であったと勘違いしてしまった。また、A社に勤務していた期間について、国民年金に加入していたのであれば、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。